

常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会設置要綱

(設置)

第1条 住宅地開発と少子化に伴い生じている常滑市立常滑東小学校及び常滑西小学校の児童数、学級数の不均衡を是正し、児童がより良い環境で学校生活を送れるよう通学区域の見直し等を行うため、常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直し等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- 1 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域に関すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、通学区域の見直し等に必要な事項に関すること。

(報告)

第3条 検討会は、前条各号に掲げる検討結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第4条 検討会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 常滑東小学校及び常滑西小学校のPTA代表
- (3) 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域内にある幼・保育園母親の会代表
- (4) 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域内にある子ども会育成会代表
- (5) 常滑地区6区の各代表
- (6) 常滑地区青少年問題連絡協議会代表
- (7) 常滑地区子どもを守る会代表
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第7条 検討会に会長及び副会長1人を置き、その選出は、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、会長が検討会

に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

検討会委員名簿

検討会委員（敬称略）

委嘱期間：平成24年 月 日～平成26年3月31日

No	氏名	住所	所属等	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

事務局

No	役職名	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			